

第七十四回 昭和十四年度一般會計歳出ノ財源ニ  
貴族院 充ツル爲公債發行ニ關スル法律案 特別委員會議事速記録第十五號

付託議案(追加)

昭和十三年法律第六十四號中改正法律案  
朝鮮銀行券及臺灣銀行券ノ保證發行限度  
ノ臨時擴張ニ關スル法律案

昭和十三年法律第二十三號中改正法律案  
昭和十二年法律第八十四號中改正法律案  
昭和十四年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツ

ル爲公債追加發行ニ關スル法律案

昭和七年法律第一號中改正法律案

支那事變ニ關スル特別賜金トシテ交付ス

ル爲公債發行ニ關スル法律案

昭和十三年法律第八十七號中改正法律案  
昭和十四年三月十七日(金曜日)午前十一時三分開會

○委員長(子爵高橋是賢君) 會議ヲ閉キマ

ス、過日藤原委員ヨリノ御質問ガ保留シテ  
残シテ居リマシテ、過日ノ御質問ニ對スル御

答辯ガ政府當局カラゴザイマスカラ、ソレ  
ヲ先づ御説明願ヒタイト恩ヒマス

○政府委員(廣瀬豊作君) 先日藤原委員カ  
ラ、貯蓄債券ノ發行ニ際シマシテ、郵便局  
ガドウ云フ手數料ヲ受取ルカト云フ意味ノ

御質問ガアリマシテ、其ノ際ニ於テ政府ノ  
方デ答辯ヲ保留致シテ居ッタノデアリマス

ガ、ソレニ付テ御答ヘ申上ガタイト恩ヒマ  
ス、今回ノ臨時資金調整法ニ依ツテ發行致ス  
ヤウニナリマシテカラノ貯蓄債券ニ付キマ  
シテハ、額面十五圓券一通ニ付キマシテ十  
三錢支拂ツテ居リマス、ソレカラノ其ノ半分ノ  
七圓五十錢券、即チ賣出價格五圓ノモノデア  
リマスガ、之ニ對シマシテハ一通ニ付テ八  
錢ヅツ郵便局ヘ支拂ツテ居リマス、右御答ヘ  
申上げマス。

○藤原銀次郎君 此ノ臨時資金調整法ニ依  
リマシテ、今後五萬圓以上ノ改良擴張工事  
ハ全部政府ノ許可ヲ要スルト云フコトニナ  
リマシテ、之ガ爲會社ノミナラズ個人モ亦  
同様ノ制限ヲ受ケルマトニナリマシタガ、  
サウ致シマスルト、政府ニ此ノ許可ヲ申請  
スル件數ト云フモノハ非常ニ莫大ナ敷ニ上  
ルコトト恩ヒマス、サウシテ此ノ改良擴張  
工事ト云フヤウナモノモ全部政府ガ御審査  
ニナッテ、其ノ許否ヲ決定スルト云フコトニ  
ナルノデアリマスカラ、政府ノ方ニ於テモ  
非常ナ手數ガ御掛カリニナルト思ヒマス、  
ソレニ付テハ普通ノ事務官バカリデハ御判  
斷ノ出來ナイヤウナ技術上ノ問題ナドガ澤  
山ニ起ツテ來ル、工場ノ擴張、改良工事ナド

ハ總テ技術的ノ問題ガ大半ヲ占メルノデア  
リマスカラ、サウ云フコトニナリマスト、  
政府ノ方ニ於カレマシテモ、十分ナ御準備  
ガアッテ、其ノ機構ヲ御作リニナッテ、斯ウ  
云フモノニ對シテノ審査機關ト云フヤウナ  
モノヲ御作リニナッテ、ソレヲ御取扱ニナル  
ト云フコトニナラナイト、今ノ政府ノ機關  
其ノ儘デソレヲ御扱ヒニナッタスレバ、非  
常ナ事務ノ澁滞ヲ來スト云フヤウナコトニ  
ナッテ、一般ノ當業者ハ非常ナ困難ニ陥ルト  
云フコトニナリハシナイカト云フコトヲ我  
我ハ處レルノデアリマス、就キマシテハ政  
府ノ方ニ於カレマシテ、此ノ臨時資金調整法  
御施行ニ對シテハドウ云フ風ナ御準備デオ  
進ミニナッテ居リマスカ、又政府ノ機構モ何  
レニ應ジテ擴張ト申シマスカ、整備ト申シマ  
スカ、色々御準備ガオアリニナルト思ヒマ  
スガ、其ノ詳細ナ内情……斯ウ云フ工合ニ  
シテ之ヲ處理スル積リダト云フヤウナ内情  
ヲ此ノ際承リタイ

○政府委員(入間野武雄君) 御承知ノ通り  
此ノ臨時資金調整法ハ物資及資金ヲ不急不  
要ノ方面ニ使ヒマスルコトヲ避ケ、之ヲ緊急  
致シマシタヤウニ、毎週一回ヅツ臨時資金  
審査委員會ヲ開キマシテ、事ヲ決定致シテ  
必要ナル方面ニ使フコトヲ主眼トシテ制定

審査委員會ヲ開キマシテ、事ヲ決定致シテ

居リマス、從ヒマシテ今回仕事ノ量ハ殖工  
テ參リマセウケレドモ、大體從來ノ標準、  
從來ノ基準ニ從ツテ之ヲ捌イテ行キマスレ  
バ、左迄困難ナコトモナカラウカト考ヘテ  
居リマスル次第ゴザイマス

○政府委員(相田岩夫君) チヨット私カラ  
今銀行局長カラ申上ゲラレタ通リデアリマ  
スガ、計數ニ付キマシテ御参考迄ニ申上ゲ  
テ置キマス、現在ノ第四條第一項第一號ニ

依リマシテ資本金二十萬圓以上ノ會社ガ自己資金ニ依ツテ致シマスル事業設備ノ新設、擴張、改良ニ關スル許可申請ノ件數ハ、昨年中約八百件ゴザイマシタ、金額ニ致シマシテ約六億六千萬圓デゴザイマスガ、此ノ中五百六十餘件、金額ニ致シマシテ約三億圓ハ只今銀行局長カラ説明申上ゲマシタ臨時リデ處理セラレテ居ルノデゴザイマス、又金融機關ノ事業資金ノ貸付先ニ付テ見マシテモ、二十萬圓以上ノ會社ガ金額ニ於キマシテハ大部分ヲ占メテ居リ、件數ニ致シマシテモ半分以上ヲ占メテ居ル點カラ考ヘマシテ、此ノ度ノ改正ニ依ツテ適用サレル相手方ガ殖エルノデハアリマスルガ、其ノ爲ニ此ノ取扱ノ件數或ハ金額ガ處理ニ困難ヲ感じテ、事務ノ澁滯ヲ來スト云フ程ノコトハ恐

ラクナカラウト云フ風ニ想像致シテ居ル次第デゴザイマス、ソレカラ事業設備ノ新設、擴張、改良ニ付キマシテモ、此ノ改正案ノ第四條ノニアリマスルヤウニ、金融機關カラノ借入金ニ依ル場合、或ハ他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメタル社債ノ收入金、或ハ本法ニ依リマシテ設立又ハ資本増加ニ付テ認可ヲ受ケタ場合ノ會社ノ第一回ノ拂込株金、或ハ出資金、或ハ又本法ニ依リマシテ拂込ニ付キマシテ許可ヲ受ケマシタ株金ノ拂込株金デアリマストカ、募集ニ付テ許可又ハ認可ヲ受ケマシタ社債ノ收入金ト云フモノデ、此ノ事業設備ノ新設、擴張、改良ヲ致シマスル場合ニハ、更ニ此ノ事業設備ノ點ニ付テ、改メテ許可ヲ受ケルト云フ必要ハナイノデゴザイマス、其ノコトモ念ノ爲ニ附加ヘテ申上ゲテ置キマス○藤原銀次郎君 只今銀行局長ノ御説明ノ通りデアリマシテ、大體ニ於テ國家非常時ニ際シテ、國家トシテ最モ急用ヲ要スル方面ニ物資ヲ向ケテ、他ノ方面ニ物資ノ流レテ行クコトヲ防止スルト云フコトガ此ノ資金調整法ノ大體ノ御趣旨デアリマスルコトモ能ク了承致シテ居リマスシ、又ソレガ今日ノ急務デアルト云フコトモ能ク分ッテ居リマスシ、我々ハソレガ今日ノ時局ニ於テ

必要ナル施設デアルト云フコトモ能ク了シテ居リマス、ソレカラ又新シク事業ヲ起シテ行ク、ソレカラ新シク増資ヲシタリ、新シク大擴張ヲシテ行ッタリスルト云フヤウナ場合ニ於テハ、政府ノ方ニ於テ一定ノ標準ヲ御決メニナツテ其ノ標準ノ「スケール」ニ當嵌メテ、サウシテ是ハ第一類デアル、是ハ第二類デアル、是ハ第三類デアルト云フコトニシテ、サウシテ其ノ御許可ニナルカ、或ハ不許可ニナルカト云フコトヲ御決定ニナルト云フコトハ比較的容易デアラ立ト思ヒマス、此ノ標準ノ表ヲ作ツテ置イテ、ソレニ當嵌メテ、其ノ會社ハ許ス、壯ノ會社ハ許サヌ、此ノ會社ノ増資ハ許可ヲシナイ、此ノ會社ノ配當ハ許可ヲシナイカト云フヤウナコトニズット斯ウ爲サツテ行クコトハ比較的容易ニ出來ルト思ヒマス、唯私ガ只今質問致シマシタノハサウ云フ大體ノコトハ極ク簡易ニ出來マスガ、五萬圓以上ト云フト非常ニ小サイ金額ニナリマシテ、例ヘバ或會社デ以テ機械ガ破損シタカラトシト云フコトニナリマス、若干ノ改良ヲ加

トデスカラ掛リマス、其ノ時ニ資金調整局  
ヘ出頭シテ行クト云フ、只今ノ御説デハ日  
本銀行ヘ出願スルノグラウト思ヒマスガ、日  
本銀行ニ出願シテ、日本銀行ニ於テハ其ノ  
工事ガ果シテ許可スベキモノデアルカ、許  
可スベカラザルモノデアルカト云フノニハ、  
其ノ技術上ノ検討ヲシテ、サウシテ是ダケ  
ノ金ヲ掛ケテ、是ダケノ物資ヲ使ツテ、サウ  
シテ之ヲ改良スレバソレダケノ能率ガ舉ガ  
ル、サウスレバ今日ノ國家ノ大勢ニ於テ是  
ガ必要ナモノデアルト思フカラ許可スベキ  
モノデアル、物資ヲ使フコトハ極僅デアリ  
マスケレドモ、能率ヲ擧ゲテ、サウシテ國  
家ノ産業ノ上ニ利益デアルカラ是ハ許可ス  
ベキモノデアル、或ハ許可スベカラザルモ  
ノデアルト云フコトニナルト、チョット今ノ  
御説明ノヤウナ組織デハ、サウ云フ審査ガ  
少シ難カシクハナイカト斯ウ思フ、是ハ一  
例デアリマスガ、十萬圓ヤ二十萬圓、百萬圓  
トカ五十萬圓トカ云フヤウナ、サウ云フ改  
良ノ工事ハ各産業會社ノ内情ニ於キマシテ  
ソレデアリマスカラ實際問題トシテハサウ  
簡單ニ是方行カナイデヤナカト思フノデ



カラノ貸付ニ依ッテ設備等ヲスル場合ニハ  
一件ノ金額三十萬圓ヲ超エナイ場合ニ於キ  
マシテハ、大體甲ノロニ準ジテ取扱ッテ差支  
ナイ、一件ノ金額三十萬圓ヲ超エマス場合  
ハ日本銀行ノ本店ナリ支店ナリニ協議シテ  
貸付ヲスルコトニナツテ居リマス、從ヒマシ  
テ三十萬圓以下ノ工事デアリマスレバ、金  
融機關ハソレニ金ヲ貸シテヤラセテモ宜  
イ、金融機關ハ此ノ判断ニ基イテ貸シタモ  
ノニ付テ、其ノ事業會社ガ三十萬圓以下ノ  
金ヲ借りテ新設擴張ヲスル場合ニハ認可許  
可ハ別ニ要ラナイコトニナツテ居リマス、一々  
具體的ノ場合ニ付キマシテノ御説明ハ是  
ハ至難デアリマスケレドモ、「バルプ」事業ニ  
付キマシテハ、大體只今ノ所サウ云フ取扱  
ヲシテ居リマス

○藤原銀次郎君 紡績會社ナドニ付テハ如  
何デアリマセウカ、ドウモ大變御手數デ恐  
縮デアリマス

○藤原銀次郎君 紡績會社ニ付  
キマシテハ大體ノ分類ガ丙ニナツテ居リマス  
ノデ、其ノ改良擴張等ニ付キマシテハ、現  
在ノ所認メテ居リマセヌ、唯是ガ輸出ヲ非  
常ニスル爲ニ必要デアル場合ニハ外貨資金  
獲得ノ上カラ見テ斯クノ如キモノハ便宜ノ  
取扱ハ致シテ居リマスケレドモ、内地消費

○中村圓一郎君 チヨット只今ノ藤原委員  
ノ質問ニ關聯シテ簡單ニ伺ヒマスガ、只今ノ  
「バルプ」工場ニ付キマシテ、三十萬圓以内  
テラバ貸付ケテ宜シイ、是ハ普通銀行、ドノ  
銀行デモ取扱ッテ宜シウゴザイマスカ  
○政府委員(入間野武雄君) 御承知ノ通り  
此ノ臨時資金調整法ニ於キマシテハ、特ニ  
金融機關ニ對シマシテ自治的の調整ノ方法ヲ  
認メテ居リマス、此ノ方法ハ各國ノ統制法  
規ノ上ニ於キマシテモ恐ラク新例デハナカ  
ラウカト思ッテ居リマス、殊ニ斯ウ云フ非常  
時資金調整法ノ上ニ於テ先程私御説明申上  
ゲマシタ如キ取扱ヲ致シテ居リマス、只  
今商工省ノ方ノ方カラノ御話デアリマスガ、  
タイト思ヒマス「バルプ」ニ付キマシテハ臨  
時資金調整法ノ上ニ於テ先程私御説明申上  
ゲマシタ如キ取扱ヲ致シテ居リマス、只  
今商工省ト致シマシテハ「バルプ」ニ付キマシ  
テハ既ニ十分デアルト考ヘルノデ、生産設  
備ノ擴張ハ許サナイ方針デ今居リマストカ  
言フコトデアリマス

○藤原銀次郎君 政府委員ノ御趣旨ハ能ク  
違ッテ居ルト思ヒマス、從ヒマシテ一般國民  
ト共ニ此ノ非常時ヲ乘切ル爲ニ、オ互ニ同  
ジ心ヲ御持チニナツテ進ムコトガ必要デハ  
ナカラウカト考ヘマス、金融機關ニ對シマ  
シテハ特ニ責任ヲ以テ政府ト同ジ心持デ  
ヤシテ貰ヒタイト云フ考カラシテ、自治的調  
整ノ方法ヲ認メテ居リマス、從ヒマシテ過  
去の御説明申上ゲマシタヤウニ、臨時資金整  
調法ニ定メテ居リマスル金融機關ノ大部分  
ト云フモノハ自治的調整ヲ致シテ居リマス

ニ當テル爲ニサウ云フコトヲ致シマスルモ  
ハズ、或ハ貯蓄銀行ト言ハズ、特別銀行ト言  
ハズ、全部自治的ニ調整ヲヤリ得ルコ  
トニナツテ居リマス、尙此ノ機會ニ先程藤原  
ノ質問ニ對シマシテ一言附加ヘテ置キ  
「バルプ」工場ニ付キマシテ、三十萬圓以内  
テラバ貸付ケテ宜シイ、是ハ普通銀行、ドノ  
銀行デモ取扱ッテ宜シウゴザイマスカ  
○政府委員(入間野武雄君) 御承知ノ通り  
此ノ臨時資金調整法ニ於キマシテハ、特ニ  
金融機關ニ對シマシテ自治的の調整ノ方法ヲ  
認メテ居リマス、此ノ方法ハ各國ノ統制法  
規ノ上ニ於キマシテモ恐ラク新例デハナカ  
ラウカト思ッテ居リマス、殊ニ斯ウ云フ非常  
時資金調整法ノ上ニ於テ先程私御説明申上  
ゲマシタ如キ取扱ヲ致シテ居リマス、只  
今商工省ノ方ノ方カラノ御話デアリマスガ、  
タイト思ヒマス「バルプ」ニ付キマシテハ臨  
時資金調整法ノ上ニ於テ先程私御説明申上  
ゲマシタ如キ取扱ヲ致シテ居リマス、只  
今商工省ト致シマシテハ「バルプ」ニ付キマシ  
テハ既ニ十分デアルト考ヘルノデ、生産設  
備ノ擴張ハ許サナイ方針デ今居リマストカ  
言フコトデアリマス

○政府委員(入間野武雄君) 商工省ノ方デ  
備ノ擴張ハ許サナイ方針デ今居リマストカ  
言フコトデアリマス

○政府委員(入間野武雄君) 商工省ノ方デ  
備ノ擴張ハ許サナイ方針デ今居リマストカ  
言フコトデアリマス

○政府委員(入間野武雄君) 私カラチヨツ  
ト御伺ヒシマスガ、今藤原委員カラ例ヲ舉  
ゲラレタ製紙ノ方面、是ハ矢張リ化學工業  
ニ屬スルコトデスガ、肥料ナドニ於テモ矢  
張リ同ジヤウナ現象ガ起ルノデアリマシテ、  
シテ居リマスヤウデゴザイマス

○委員長(子爵高橋是實君) 私カラチヨツ  
ト御伺ヒシマスガ、今藤原委員カラ例ヲ舉  
ゲラレタ製紙ノ方面、是ハ矢張リ化學工業  
ニ屬スルコトデスガ、肥料ナドニ於テモ矢  
張リ同ジヤウナ現象ガ起ルノデアリマシテ、  
シテ居リマスヤウデゴザイマス

○政府委員(入間野武雄君) 私カラチヨツ  
ト御伺ヒシマスガ、今藤原委員カラ例ヲ舉  
ゲラレタ製紙ノ方面、是ハ矢張リ化學工業  
ニ屬スルコトデスガ、肥料ナドニ於テモ矢  
張リ同ジヤウナ現象ガ起ルノデアリマシテ、  
シテ居リマスヤウデゴザイマス

シ「キヤバシティ」ヲ殖ヤサナイト生産ガ  
ウマク行カナイカラ、序ニ之ヲ修理シナケ  
レバナラヌ、モウ少シ「キヤバシティ」ヲ殖  
ヤサウ、サウスレバ全體ノ調和ガ取レルト  
云フヤウナコトガ起ツタ場合ニ、是ガ修理ヲ  
申請シマストスルト、今ノ御話デ見マスト、  
オ前ノ所ハ今度申請シテ來タノト殖エテ居  
ルデヤナイカ、元ノ儘ノ修繕ナラ宜イガ、  
斯ウ殖ヤシタノデヤイカヌカラ、是ハ却下  
スルト云フヤウナ御意思ガアルノデスカ、擴  
其ノ點ガナカノドウモムヅカシイト思  
フ、是ニハッキリ當缺ラナイ場合デス

○政府委員(入間野武雄君) 肥料ニ付キマ  
シテハ大體種類ニ依リマシテ之ヲ區分致シ

テ居リマス、譬へテ申シマスルナラバ、過

磷酸石灰ハ丙ニ入ッテ居リマス、硫酸アン

モニヤハ乙ノロニ入ッテ居リマス、硫安ハ

甲ノロニ入ッテ居リマス、硫酸加里ハ乙ノ

ロニ入ッテ居リマス、石灰窒素ハ乙ノハ

デアリマス、尙其ノ外ノモノハ大體乙ノハ

ニ入レテ居リマス、其ノ外配合肥料ノ如キ

ハ乙ノロト、斯ウ云フ風ニナツテ居リマン

テ、各其ノ段階ニ依ッテ扱ヒヲ異ニ致シ

キマシテハ、或程度ノ擴張モ簡單ニ認メテ

居リマス、其ノ外ノ乙ノ階級ニ屬シマスル

モノニ付キマシテハ、先程申上ゲマシタヤ

ウニサウ自由ニハ擴張ヲ認メテ居リマセヌ

次第デゴザイマス

○委員長(子爵高橋是賢君) 今ノ御説明ノ

點ハ能ク分ツテ居リマス、只今私ハ肥料ノ例

ヲ引イタノデアリマスガ、同ジ化學工業中

デスネ、硫酸ノ製造ト云フ場合デ釜ガイタ

ンダト云フ場合ニ、是ノ修理ニ加ヘテ「キヤ

パシティ」ヲ殖ヤスト云フヤウナコトヲ

ヤリマスノハ、是ハ改良ニナリマスカ、擴

張ニナリマスカ、純然タル修理デナイ場合

デアリマスナ、サウ云フ場合ガ段々是カラ

起リハシナカト思フノデアリマス、サウ

云フ時ノ御取扱ハナカノ面倒デアリマス

ガ、ドウ云フ風ニ御取扱ニナリマスカ

○政府委員(入間野武雄君) 硫酸ノ製造業

ハ事業資金調整ノ標準カラ申シマスルト、

乙ノロニ入ッテ居リマス、從ヒマシテ修理

ノ程度ハ之ヲ認メマスルケレドモ、擴張ハ

認メナイ方針ニ致シテ居リマス

○委員長(子爵高橋是賢君) 私ガ申上ゲタ

ノハ單純ナル修理デアリマセヌ、ソレニ幾

分ノ擴張ヲ加味シタ修理ヲ行フト云フ場合

ノコトヲ御尋ねシタノデアリマス、其ノ場

合ニ商工省ハ元ノ「キヤバシティ」ノ儘デ

ヤルナラバ之ヲ許スガ、幾分デモソコニ殖

イスト云フヤウナコトガ入ッテ居ツテハ是ハ

イケナインデアル、其ノ場合ガドウモハッキ

リシナインデアリマスガ

○政府委員(入間野武雄君) 多少ノコトハ

ドチラニデモ解釋ガ付クコトト思ヒマス、

要スルニ問題ハ程度ノ問題カト存ジテ居リ

マス、從ヒマシテ個々ノ場合ニ付キマシテ

ウガナイカト存ジマス

○政府委員(相田岩夫君) 昨日裏松子爵カ

ラ御尋ガゴザイマシタ政府ノ元利保證アル

公社債ノ現在額ヲ申上ゲマス、昭和十三年

十二月末ニ於キマシテ殘高ガ四億四千七百

四十七萬八千餘圓ニナツテ居リマス、是ハ

政府ヘ肩替リ分ヲ除キマシタ金額デゴザイ

マス、此ノ元ノ發行高ハ八億九千二百三

十七萬餘圓ニ相成ツテ居リマス、尙本年ニ入

リマシテカラノ政府ノ元利保證ノアル債券

ノ發行ハ、興業債券ガ六千萬圓、燃料興業

債券ガ二千萬圓、合計八千萬圓ニナツテ居

リマス

○子爵裏松友光君 只今政府委員ノ御説明

デ了承致シマシタケレドモ、多額ノ公債ガ

發行サレテ、此ノ公債ノ消化ト云フコトニ

付テ今全力ヲ擧ゲテ居ラレルヤウニ思フノ

デアリマス、或ハ貯蓄ノ獎勵ヲスルトカ、

ケテ居リマスル債券ノ多クノモノハ、新シ

ノ國策會社デアルトカ、或ハ又既ニ相當額  
ノ社債ヲ發行スルコトヲ認メラレテ居リマ  
スルモノニ、更ニ附加ヘテヨリ多クノ發行  
限度ヲ與ヘマスル場合トカ、大體サウ云フ  
場合デゴザイマス、尙之ガ發行ニ當リマシ  
テハ、一面ニ於キマシテハ國債ノ消化ヲ考  
慮シ、他面ニ於キマシテハ金融市場ノ情勢  
ヲ考ヘ其ノ發行ニ當リマシテハ、御趣旨ニ  
副ヒマシテ、萬遺憾ナキヲ期シタイト存ジ  
テ居リマス

メテ居ルコトデアリマスカラ、此ノ御趣旨  
ノ根本ニ對シテハ何人モ之ニ彼此考ヘテ居  
ハモウ明瞭ナコトデアラウト存ジマス、唯  
問題ハ、民間ノ皆心配シテ居リマスル所ハ、  
ル者ハナカラウト思ッテ居リマス、其ノ點ハ  
依ツテ當業者ニ非常ナ苦痛ヲ與ヘタリ、或ハ  
非常ナ便利ヲ與ヘタリスルト云フヤウナコ  
トニナルノデアリマシテ、恰モ統制法ヲ御  
實行ニナツタ最初ニ、綿絲トカ「ステープル・  
ファイバー」トカ云フヤウナモノノ統制ヲ  
御實行ニナツタ時ニ、各方面ニ非常ナ「シヨツ  
ク」ヲ與ヘ、大キナ問題ヲ惹起シマシテ、  
漸ク今日ハソレガ鎮靜シタト云フヤウナ狀  
態デアルコトハ、能ク御承知ノ通リデアリ  
マスガ、此ノ資金調整法ナドニ付キマシテ  
モ矢張リ同様デ、チヨット政府ノ方ノ御手  
加減ニ依ツテハ當業者ニ非常ナ「シヨツク」ヲ  
與ヘル虞ガアルト思フノデゴザイマス、ソ  
レデアリマスカラ、ドウゾ此ノ資金調整法  
ヲ御實行ニナルニ際シテ、平和産業ハ犠牲  
ニナルノハ當リ前ダカラ、モウ愚団々々色  
ガ、サウ云フ風ナ感ジヲ民間ニ興ヘルヤウ  
ナ御趣旨デナク、民間ノ實情ニ即シテ、平

和産業ハ若干ノ犠牲ヲ蒙ムルコトハ已ムヲ得ナイガ、併シ政府トシテハ平和産業ニモ無益ナ「ショック」ヲ與ヘ、無益ナ損害ヲ與ヘテ、無益ニ苦シメルモノヂヤナイ、已ムヲ得ナイカラ涙ヲ呑ンデ平和産業ハ犠牲ニアッテ貴ヒタイト云フ趣旨デアルト云フヤウナコトヲ、十分ニ民間ニ徹底ノ出來ルヤウナ事務ノ處理方法ヲ御考ヲ願ヒタイト思ヒマス、若シサウ云フ御趣旨ニ依ッテ、サウ云フ御考ニ依ッテ、涙ヲ以テ平和産業ニ御臨ミニナリ、平和産業モ已ムヲ得ズ國家ノ大方針ダカラ犠牲ニナッテ行カウト云フ風ニナッテ參リマシタナラバ、此ノ臨時資金調整法モ非常ニ圓滿ニ實行ガ出來ルデアラウト思ヒマス、デアリマスカラ、貴族院ト致シマシテハ特ニサウ云フコトヲ政府ニ希望ヲ申上ゲテ……無論御異存ノナイコトカド存ジマスガ、御考ヲ煩ハシテ、成ルベク圓滿ニシテノ資金調整法ノ實行セラレルコトヲ希望致ス次第アリマス

ナリマシテ軍需工業ト申シマセウカ、重工業ノ方面ニ於テ非常ニ生産力擴充ノ必要ガタイト云フ心持ヲ持ッテ居リマスルガ爲免角平和產業ノ方ニ窮屈ニナツテ居リマスルコトハ、私共モ誠ニ御同情シテ居ル所デアリ、又一面ニ於キマシテ相濟マナイヤウナ氣モ致シテ居ル次第デアリマス、事ヲ決シマスルニ當リマシテ、同ジ情勢ノ下ニ於キマシテハ、私共常ニソレニ甲乙ヲ附ケル考ヲ持ッテ居リマセヌ、同ジ心持ヲ以テ公平ニ事ヲ處理シテ行キタイト常ニ念願シテ居リマス、平和產業ニ於キマシテハ殊ニ現下ノ時局ニ於テ、輸出其ノ他ニモ相當貢獻シ、外貨ノ獲得ニシメラレテ居リマスルコトハ、私共感謝致シテ居リマス、甚ノ意味合カラ見マシテモ、平和產業ガ餘リ犠牲ヲ酷ク拂ハズ、出來ルダケ最小限度ニ其ノ犠牲ヲ拂ツテ、國家ノ伸展ノ爲ニ其ニ俱ニ進ンデ行クヤウニ致シタイト云フコトハ、私共常ニ念願致シテ居ル次第デアリマス、從ヒマシテ先程來藤原委員ノ仰セニナリマスルコトハ、私共トシテモ常ニサウ思ツテ居ル所デゴザテ出來ルダケ其ノ犠牲ヲ少ナカラシメルコトニ努力致シタイト存ジテ居リマス

○藤原銀次郎君 只今ノ政府委員ノ御答辯ニ對シテハ、私共ハ満腔ノ贊意ヲ表シテ大イニ感謝致シマス次第アリマス、ドウゾサウ云フ思召ヲ以テ此ノ資金調整法ヲ御質行下サイマシテ、サウシテ出來ルダケ摩擦不平ノヤウナ聲ヲ聞カナイヤウニシテ、此ノ時局ヲ平和産業ニ從事シテ居ル人モ喜ンデ乗リ切ルヤウニ、國家ノ爲ニ努力スルヤウニ、官民共歩調ヲ併セテ進ミタイト思ヒマス、之ヲ以テ私ノ質問ヲ打切りマス。

○委員長(子爵高橋是賢君) 是デ休憩致シマス、午後一時半カラ會議ヲ開クコトニ致シマス

午前十一時五十三分休憩

午後一時五十六分開會

○委員長(子爵高橋是賢君) 是ヨリ午前ニ引續キ會議ヲ開キマス、臨時資金調整法中改正法律案ニ付テハアラマシ委員諸氏ノ御質問モ盡キタカト思ブノデゴザイマスガ、外ニドナタカ御質問ガゴザイマスレバ御願ヲ致シマス……御質問モナイヤウデゴザイマスカラ、政府委員ノ方カラ國債整理基金特別會計法ニ付テノ西野サンノ先達テノ御質問ニ對シテ今御答辯ガアルサウデアリマスカラ、之ヲ御許シ致シマス

○政府委員(相田岩夫君) 昨日西野サンカ

ラ國債整理基金特別會計法中改正法律案ニ付キマシテ御尋ノアリマシタ點ニ付キマシテ改メテ御答辯ヲ申上ゲマス、改正法律案ニ依リマシテ、新タニ國債整理基金特別會計法ノ第一條第三項トシテ挿入セラレマス項ガアリマシテ、現在ノ第三項ハ從ツテ第四項ニナル譯デアリマスルガ、其ノ現在ノ第三項ガ、改正ニ依リマシテ第四項ニナリマス項ノ中ニ前項トアリマスノヲ、前二項ト改メルコトニシテ居ルノハ、是ハ第二項ト改ムベキデハナイカ、斯ウ云フ御尋デゴザイマシタ、詰リ新タニ挿入サレマスル第三項ノ規定ハ、第二項ノ規定ニ係ル國債總額ノ計算ニ當リマシテ、割引國債ニ付テハ發行價格ヲ以テ額面金額ト看做スト云フコトヲ規定スルニ止マルノデアリマスルカラ、既ニ第二項中ノ國債總額中カラ短期國債等ヲ除外セラレマシタ以上、新タニ挿入サレル第三項中ノ國債總額ニ付テ、短期國債等ヲ含ムカドウカト云フ疑問ヲ生ズル餘地ハナイデハナイカ、斯ウ云フ御尋デゴザイマス、之ヲ最モ専門的ニ理論的ニ見マスレバ西野

○子爵高橋是賢君 旨ヲ以チマシテ、注意的規定ヲ致ス場合ガ付キマシテ御尋ノアリマシタ點ニ付キマシテ第二項ト改メマスルコトトク規定致シタノデゴザイマス、若シ前二項ヲ第二項ト改メマシテ、第二項中ノ國債總額ノミニ付テ短期國債等ヲ除外スルコトトク規定シマスレバ、新タニ挿入セラル、コトニナリマス第三項ニ依リマシテ、割引國債ニ付テハ元金、償還金ノ繰入方法ヲ別個ニスルト云フ趣旨ノ規定ヲ設ケマシタ爲ニ、此ノ新シイ第三項ト第四項ニナリマス規定トヲ並ベテ讀ミマス場合ニ、短期ノ國債ノ中デ割引ノ方法ニ依リマシタモノハ或ハ第三項ノ國債額ノ中ニ含マレルモノデハナイカ、ドウデアラウカト云フ疑問ヲ生ジマスル餘地ガ全然ナイト言フコトモ出來兼ネルヤウニ考ヘマシテ、ソレデ此ノ關係ヲ明ニシテ此ノ種ノ疑問ノ餘地ヲナカラシムルト云フ爲ニ、マア念ノ爲ニ前二項ト斯ウ改ムルコトニ致シタノデゴザイマス、左様御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

○西野元君 ○子爵高橋是賢君 旨ヲ以チマシテ、注意的規定ヲ致ス場合ガ付キマシテ御尋ノアリマシタ點ニ付キマシテ第二項ト改ムルコトニ依リマシテ、前二項ニ付キマシテ本委員會ニ付託サレマシタ八件ノ法律案ニ付テ政府當局ノ御說明ヲ御願ヒスルヤウニ致シテハ如何デアリマセウカ○委員長(子爵高橋是賢君) 格別此ノ法案ニ付テ御質疑ガゴザイマセヌデセウカ……ゴザイマセヌケレバ只今ノ裏松子爵ノ御意見ノヤウニ取計ラヒマシテ今朝併託ニナリマシタル法律案八件ニ付テ政府當局ノ御説明ヲ一應伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(松村光三君) 本委員會ニ付託セラレマシタル昭和十三年法律第六十四號中改正法律案外七法律案提出ノ理由ハ本會議ニ於テ説明致シマシタ通リデアリマスガ、テ御説明ガアリマシテ、御趣意ハ了承致シマシタ、政府ノ如何ナル見解ニ依ツテ斯ウ云

行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法  
律中改正法律案ニ付テ御説明致シマス、支  
那事變勃發以來軍需ノ急増ニ依リマシテ一  
般經濟活動ハ急激ナル膨脹ヲ來シ、之ニ伴  
ヒマシテ、兌換銀行券ノ發行高モ增加シ、  
屢々制限外發行ノ出現ヲ見ルニ至リマシタ  
ノデ昨年四月政府ハ兌換銀行券ノ保證發行  
限度ヲ臨時擴張ニ關スル法律ヲ施行シ、兌換銀  
行券ノ保證發行限度ヲ當分ノ内十七億圓ト  
致シタノデアリマス、然ルニ其ノ後ノ經過  
ヲ見マスルノニ、事變ノ進展ト共ニ一般經  
濟取引ノ膨脹ニ依ツテ兌換銀行券ノ發行高  
ハ依然増加シテ參ッタノデアリマシテ、其ノ  
平均發行高ニ於キマシテモ昭和十三年ハ前  
年ニ比シ三億八千四百萬圓、三億八千四百  
萬圓ヲ増加シテ十九億一千九百萬圓ト相  
成ッタノデアリマス、又昨年七月ニハ日本  
銀行ノ正貨準備ヨリ一億圓ヲ割キ新タニ  
外國爲替基金ヲ設定致シタ結果トシテ、  
右臨時擴張ノ效果ハ同金額ダケ減殺サレ  
タ關係モアリマシテ、昨年十一月以降ニ  
ハ屢々制限外發行ヲ見ルニ至ッタノデアリ  
マス、而シテ今後ニ於ケル兌換銀行券發  
行高ノ趨勢ヲ推測致シマスルニ、事變ニ  
關聯シテ諸般ノ經濟活動ハ依然伸張ヲ續  
ケ、之ニ伴ヒマシテ通貨ノ所要量モ增大シ、

延イテハ兌換銀行券ノ發行高モ尙増加スルモノト考ヘラレルノデアリマス、斯カル次第デアリマスカラ、此ノ際曩ニ臨時ニ擴張セラレマシタ兌換銀行券ノ保證發行限度ヲ更ニ五億圓擴張シテ之ヲ二十二億圓ト爲シ、以テ通貨ノ供給ヲ圓滑ナラシメ、金融ノ疏通ト財政ノ運營ニ支障ナカラシメ、併セテ制限外發行ノ頻發ニ伴フ無用ノ刺戟ヲ除去スルコトヲ必要ト認メマシテ、本案ヲ提出致シタ次第デアリマス、次ニ朝鮮銀行券及臺灣銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案ニ付テ御説明致シマス、朝鮮銀行券及臺灣銀行券ノ保證發行限度ハ曩ニ昭和十二年九月、之ヲソレド<sup>一</sup>一億圓及五千萬圓ニ擴張致シタノデアリマスガ、爾來支那事變ノ進展ニ依ツテ朝鮮及臺灣ニ於ケル一般經濟取引ハ急激ナル増大ヲ來シ、之ニ伴テ朝鮮銀行券及臺灣銀行券ノ發行高ハ顯著ナル增加ヲ示スニ至ツタノデアリマス、即チ兩銀行券ノ昭和十三年中平均發行高ハ各二億六千四百餘萬圓及一億一千餘萬圓デアリマンテ、之ヲ支那事變勃發直前ノ一年間ノ平均發行高ニ比較致シマスル時ハ、各一千八百餘萬圓及四千餘萬圓ノ著シキ增加ヲ來シタノデアリマシテ、兩銀行券トモ一昨年末以降大體毎

月制限外發行ノ現出ヲ見テ居ルノデアリマス、而シテ今後ニ於テモ支那事變ニ關聯シテ、朝鮮及臺灣ニ於ケル諸般ノ經濟取引ハ、益々增大ヲ續ケ、之ニ伴ツテ兩地ニ於ケル通貨ノ需要量モ更ニ増大シ、延ヒテハ朝鮮銀行券及臺灣銀行券ノ發行高モ一層增加ヲ來スモノト認メラレルノデアリマス、斯様ナ兩銀行券ノ發行高増加ノ趨勢ニ對シマシテハ、兩銀行券ノ支拂準備ノ充實ニ依リマシテ、或程度迄ハ對處シ得ルト致シマシテモ、尙其ノ保證發行高ハ今後著シク増加スルモノト認メラレルノデアリマシテ、兩銀行券ノ保證發行限度ヲ、現在ノ儘ニ致シテ置キマスル時ハ、今後愈々制限外發行ノ頻出ヲ見ルニ至ルモノト認メラレ、斯クテハ朝鮮銀行及臺灣ニ於ケル經濟取引上必要トセラレル通貨ヲ圓滑ニ供給致シマスル上ニ、支障ヲ生ズルコトナキヲ保シ難イノデアリマス、斯様ナ次第デアリマスノデ、朝鮮及臺灣ノ經濟界ノ推移竝ニ朝鮮銀行券及ビ臺灣銀行券ノ發行狀況等ヲ考慮シテ、支那事變ニ證發行限度ヲ各、六千萬圓及ビ三千萬圓ヲ擴張シ、ソレド一億六千萬圓及ビ八千萬圓トスルヲ適當ト認メマシテ、本法律案ヲ提出致シタノデアリマス、次ニ昭和十三年法

律第一十三號中改正法律案ニ付テ御説明致シマス、一般會計ニ於キマシテハ、臨時事費ノ一部ニ充テマスル爲、今回再び租税ノ増徴、新稅ノ創設等ヲ行フコトト致シマシテ、目下衆議院ニ於テ審議中デアリマスガ、關東、朝鮮、臺灣及ビ樺太ニ於キマシテモ内地ニ於ケルト同様ノ趣旨ノ下ニ、概ネ之ニ準ジマシテ、清涼飲料稅、砂糖消費稅、出港稅、印紙稅、臨時利得稅、利益配當稅、公債及ビ社債利子稅、又ハ物品稅ヲ創設、增徴スルト共ニ、物品稅ノ課稅範圍ヲ擴張シ、建築稅、遊興飲食稅、又ハ遊興稅ヲ創設スルコトト相成リマシテ、其ノ收入額ノ一部ニ相當スル金額ハ、之ヲ毎年度豫算ノ事費特別會計ニ繰入ル、コトト致シマシタル處、是ガ會計上ノ處理ニ關シマシテハ、昭和十三年法律第二十三號中改正ヲ必要ト致シマスノデ、本法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、次ニ昭和十二年法律第八十四號中改正法律案ニ付テ御説明致シマス、支那事變ニ關スル經費ニ付キマシテハ、第七十一回、第七十二回及ビ第七十三回ノ各帝國議會ノ協賛ヲ經マシテ、其ノ財源ニ夫ツル爲ノ公債發行ヲ爲シ得ル權能ヲ得テ居ルノデアリマスガ、事態ノ推移ニ伴ヒマシ

源中六億八千九十九餘萬圓ニ付キマシテハ、軍事費獻納金等ヲ以テ充當シ、三十九億二千四百餘萬圓ニ付キマシテハ、之ヲ公債財源ニ依ルコト致シマスル爲、昭和十二年法律第八十四號中ノ公債發行限度ヲ増額スルノ必要ガアリマスノデ、本法律案ヲ提出致シマタ次第アリマス、次ニ昭和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案ニ付テ御説明致シマス、昭和十四年度歲入歲出總豫算ニ伴フ一般會計歲入不足ノ補填ニ付キマシテハ、旣ニ法律案ヲ今期議會ニ提出シテアリマスガ、今回別途提出致シマシタル同年度歲入歲出總豫算追加第一號ニ計上セル經費ノ所要財源其ノ總額九億千五十餘萬圓ノ内増稅其ノ他ノ普通歲入ヲ以テ充當スペキ分一億八千二百四十餘萬圓ト、滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲ノ公債法ニ依ル公債金ヲ以テ充當スペキ分三億六千四百七十餘萬圓トヲ差引キタル殘額、即チ三億六千三百二十餘萬圓ハ今日ノ場合之ヲ公債ニ依ルノ外アリマセヌノデ、本法律案ヲ提出致シタ次第アリマス、尙本法律案ハ前述ノ如ク總豫算ニ伴フ歲入補填公債法案

和七年法律第一號中改正法律案ニ付テ御說明致シマス、滿洲事件ニ關スル經費ニ關シマシテハ其ノ財源ニ充ツル爲ノ公債發行ニ付、第六十一回帝國議會ノ協賛ヲ經テ制定セラレ、其ノ後七回ニ亘リ改正セラレマシ現行ノ昭和七年法律第一號ニ依リ、昭和十三年度迄ノ當該經費ノ財源トシテ總額十  
三億八千五百萬圓ヲ起債シ得ルコト相成ツテ居リマスルケレドモ、昭和十四年度一般會計ニ於テ、滿洲事件費トシテ引續キ必  
要ナル金額三億六千九百十餘萬圓ノ内關東軍宿舍整備ニ要スル營繕費ノ財源トシテ、  
國有財產整理資金特別會計ヨリ一般會計ニ  
繰入ル、金額四百三十餘萬圓ヲ差引キマシ  
タル殘額ノ三億六千四百七十餘萬圓ニ付キ  
マシテハ、今日ノ財政狀況並ニ本經費ノ性  
質ニ顧ミマシテ、從來ノ如ク之ヲ公債財源ニ  
依ルコトト致ジマシタル處、昭和十二年  
度ニ於ケル滿洲事件費ニシテ、公債財源ニ  
依ルベキ豫定ナリシ分ノ中、決算上不用ト  
ナリタル金額等ガ千七百六十萬圓ダケ前述  
ル爲、差引三億四千七百六十萬圓アリマス  
度ヲ増額シ、十七億三千二百六十萬圓トス

ルノ必要カアリマスノテ、本法律案ヲ提出  
致シマシタ次第デアリマス、次ニ支那事變  
ニ關スル特別賜金トシテ交付スル爲、公債  
發行ニ關スル法律案ニ付テ説明致シマス、  
支那事變ニ從軍シ名譽アル戰死ヲ遂ゲラレ  
マシタル陸海軍軍人軍屬等ノ遺族ニ對シ賜與  
セラレマスル所ノ特別賜金ニ付キマシテハ、  
其ノ實施初期ノ間ニ於テハ現金ヲ以テ交付  
致シ、昭和十三年八月以降ニ於テハ當該豫  
算ヲ以テ大藏省預金部、又ハ日本銀行ヨリ買  
上ゲマシタル公債ヲ以テ交付致シテ參リマ  
シタガ、右ハ諸般ノ事情ヨリ考察致シマシテ、  
寧ロ交付公債發行方法ニ依ルノヲ適當ト認  
メマシタル處、之ガ爲ニハ公債發行ニ關ス  
ル法律ノ制定ヲ必要ト致シマスルノデ、本  
法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、  
終リニ昭和十三年法律第八十七號中改正法  
律案ニ付テ説明致シマス、本邦内ニ於テ募  
集シタル外國債ニ關シマシテハ、昨年ノ議  
會デ御協賛ヲ經マシタ昭和十三年法律第八  
十七號ニ依リマシテ命令ヲ以テ定メタ  
ル一定ノ外國債ニ限リマシテ、租稅ノ賦課  
又ハ納稅ノ擔保ニ關シテノミ、國債ト同様  
課又ハ納稅ノ擔保ノ場合ノミニ限ルコトナ  
ノ待遇ヲ與フルコトト相成ッテ居ルノデア  
リマスルガ、爾今右待遇ノ範圍ヲ租稅ノ賦

ク、廣く政府ニ對ス  
ノ總デノ場合ニ於キ  
ノ待遇ヲ與ヘマスル、  
本法律案ヲ提出致シ  
以上八件ニ付キマシテ  
致シマス

○委員長(子爵高橋昌  
ニナリマシタバカリ、  
通シガナイト思ヒマ  
テ此ノ席デ御質問ガ  
致シマス

○子爵裏松友光君  
委員長ニ伺ヒマスガ、  
ザイマスカ

○委員長(子爵高橋昌  
デス

○子爵裏松友光君  
券ニ關スル法律案ノ  
那事變終了後一年内  
ス」ト云フコトガゴザ  
ノ御説明ヲ伺ヒタイ、  
○政府委員(人間野武  
キマシテ裏松子爵カニ  
ガ、事變以來兌換銀  
臺灣銀行券ナドガ膨脹  
此ノ事實ニ對處シテリ

（賢君） 是ハ今日併託  
ル保證金其ノ他ノ擔保  
ヲ適當ト認メマシテ、  
マシテモ、國債ト同様  
ニシタ次第アリマス、  
テ何卒御協贊ヲ御願ヒ  
私二三伺ッテ見タイ、  
ドノ件デモ宜シウゴ  
（賢君） ドレデモ結構  
朝鮮銀行券、臺灣銀行  
中、附則ニ、「本法ハ支  
ニ之ヲ廢止スルモノト  
イマスガ、ソレニ付テ  
ト思ヒマス  
（雄君） 只今附則ニ付  
フ御尋ガゴザイマシタ  
行券、朝鮮銀行券及ビ  
脹致シテ參リマシタ、  
此ノ臨時立法ヲ致ス次

程來御審議ヲ願シテ居リマスル臨時資金調整法及ビ只今御審議願シテ居リマス昭和十三年法律第六十四號中改正法律案等ニ於キマシテモ、其ノ附則ニ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトスト云フコトヲ規定致シテ居リマス、其ノ例ニ倣ヒマシテ此ノ朝鮮銀行券及臺灣銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案ニ付キマシテモ同様ノ附則ヲ置キマシタ次第ゴザイマス、然ラバ支那事變ガ終了シタナラバサウ云フ必要ガナクナルカドウカト云フ問題デアリマスガ、支那事變ガ終了シテ見マセヌケレバ其ノ時ノ情勢ガ分ラヌト思ヒマス、實際ニハ通貨等モ收縮スルヤウナコトガアレバ結構デアリマス、若シ矢張リ通貨ガ收縮シナイデ現在ノ儘デアリマスナラバ、新タニ兌換銀行券條例ヲ改正ヲシマスナリ、朝鮮銀行法若シクハ臺灣銀行法ノ改正ヲ致シマスナリ、更ニ或ハ此ノ法律ヲ暫ク御延期願ヒマスナリ、適當ノ方法ヲ講ジテ對處致シタイト存ジテ居リマス、從ヒマシテ一年ト致シマシタコトハ、支那事變ガ何時終ルカモ分リマセヌノデ、其ノ間ニ議會ノ開カレルコトヲ豫想致シマシテ、一年ノ餘裕ヲ見

○子爵裏松友光君 只今政府委員ノ御説明  
デ大體了承致シマシタガ、他ノ問題ニ付テ  
御質問致シタイノデアリマス、ソレハ昭和  
十三年法律第二十三號中改正法律案ニ關係  
スルコトデアリマス、外地關係ノ問題ニア  
リマスガ、例ヘバ朝鮮トカ臺灣トカ樺太ト  
カ云フ外地カラ、特別會計カラ從來臨時軍  
事費ノ方へ相當多額ノ流用ヲシテ居ルコト  
ハモウ既ニ御承知ノコトデアリマスガ、其  
ノ中ニ於テ殊ニ稅グケヲ斯ウ云フ風ニ御書  
キニナシテ、是ダケハ臨時軍事費ノ特別會計  
ニ入レルト云フコトニナシタ趣旨ガ、一般  
的ノ繰入ヲシテ居ル以外ニ斯ウ云フモノガ  
アルト云フコトハドウ云フ譯デアリマセウ  
カ、此ノ點ニ付テ御伺ヒシタイト思ヒマス  
○政府委員(入間野武雄君) 實ハ此ノ點私  
主管致シテ居リマセヌノデ、ハッキリハ致シ  
マセヌノデアリマスガ、確カ今回衆議院デ  
御審議願ツテ居リマスル内地ノ増稅案ニ關聯  
テ增收ヲ來シマシタモノヲ繰入レヨウトス  
致シマシテ、外地ニ於キマシテモ、之ニ伴ツ  
テ増稅ヲスルヤニ承ッテ居リマス、ソレニ依ツ  
テ云フコトデハナイカト思ヒマス、ハッキリ

シタ記憶デヤナイカモ知レマセヌガ、一應御答ヲシテ置キマシテ、若シ又違ヒマシタ  
ナラバ、明日デモ改メテ訂正サシテ戴キタ  
イト思ヒマス

○政府委員(松村光三君) 今一應御答へ申  
上ゲマシタガ、大體今度ノ増稅ハ臨時軍事  
費ニ繰入レテ居ル、ソコデ外地ノモノモ同  
ジヤウナ趣旨ヲ以テ臨時軍事費ニ繰入レタ  
イト考ヘテ居リマス、サウシマスト、是  
ハ矢張リ特別會計ニシテ、斯ウ云フ特殊ナ  
目的ヲ以テ増稅致シマシタモノデアリマス  
カラ、ソコデサウ云フ趣旨ヲ以テ特別會計  
ヲ設定シテサウシテ大體趣旨ヲ明カニシタ  
イト斯ウ云フノデアリマス、ト云フノハ物  
品稅ナド色々議論ガアリマスガ、今度ノ物  
品稅ハ事變ニ關聯シテ物品稅ヲ課スルノデ、  
極端ニ申シマスレバ消費節約、消費ノ抑制  
ト云フ特殊ノ趣旨ヲ持シテ居リマス、普通ノ  
場合物品稅ヲ課稅致シマシタノト趣旨ニ於  
テ趣ガ異シテ居ルノデアリマス、ソンナ趣旨ヲ  
カラ内地デ其ノ趣旨ヲ明カニシマシタモノ  
デアリマセウ、外地ニ於テモ同様ナ趣旨ヲ  
徹底サスト云フコトデ斯様ナ特別法規ヲ御  
願ヒスルコトナツタ次第アリマス

シテ國債ト同様ノ待遇ヲ與ヘル範圍ヲ擴張スル件ニ付テ御伺ヒシタイト思ヒマス、此ノ外國債ト云フノハ例ヘバ滿洲國債ヲ意時シテ居ルノダラウト思ヒマスガ、ソレニ付テ「政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保」ト云フ風ニ改メテ殆ド外國債ト同様ナ待遇ニナルノデスガ、斯ウ云フ風ニスルト云フコレハ豫テ私モ考ヘテ居リマスガ、公債ノ消化トカ何トカト云フ所ニ關聯ヲシテ居ル問題ダシ、滿洲國債ヲ斯ウ云フ風ニ待遇スルト云フコトハドンナモノデゴザイマセウカ、其ノ點ニ付テ一ツ御意見ヲ伺ヒタイノデザイマスガ

○政府委員（入間野武雄君） チョット速記  
ヲ止メテ戴キタイト思ヒマス

○委員長（子爵高橋是賢君） 速記ヲ止メテ……

午後二時三十一分速記中止

午後三時九分速記開始

○委員長（子爵高橋是賢君） 速記ヲ始メテ、  
今日ハ是デ終リマンシテ明日午前十時ヨリ會議ヲ開クコトニ致シマス、今日ハ之デ散會致シマス

出席者左ノ如シ

午後三時十分解散

午後二時三十一分速記中止  
午後三時九分速記開始  
午後三時十分散會  
出席者左ノ如シ  
委員長  
子爵高橋是賢君  
委員長  
午後三時十分散會  
スシマス

記ヲ始メテ、  
十時ヨリ會  
ハ之デ散會  
正

記ヲ始メテ、  
十時ヨリ會  
ハ之デ散會  
正

• • • • •

副委員長 男爵深尾隆太郎君  
委員

公爵島津 忠承君

侯爵筑波 藤麿君

伯爵橋本 實斐君

子爵裏松 友光君

小幡 西吉君

男爵伊江 朝助君

河田 烈君

西野 元君

中村圓一郎君

磯貝 浩君

藤原銀次郎君

野村茂久馬君

政府委員

大藏政務次官 松村 光三君  
大藏省主計局長 谷口 恒二君  
大藏省理財局長 相田 岩夫君  
大藏省銀行局長 入間野武雄君  
預金部資金局長 廣瀬 豊作君

第四部第一二二類 昭和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案特別委員會議事速記錄第十五號 昭和十四年三月十七日

貴族院

一一一

昭和十四年三月十八日印刷

昭和十四年三月十九日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局